

令和4年3月10日

## 地域学校協働活動推進員として取り組むべきこと

とき 令和4年3月10日 19:30～

ところ 南小学校運営協議会 南小学校  
地域学校協働活動推進員 松本佳則

地域学校協働活動推進員として、1年を振り返り、自身の動きや働きかけに対し反省をする点や見えてきた課題などを整理しているところです。新年度から気持ちを新たに、地域と学校が支援のし合いではなく、winwinの関係を築いていける様に関わる方々と協働の在り方を模索しながら進めていきたいと思えます。

まず、地域学校協働活動と地域学校協働活動推進員について少しご説明します。

### 地域学校協働活動とは？

平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図るため、制度面・運用面の改善や、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言されています。

### 地域学校協働活動推進員とは？

地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備を行い、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進しています。

（それぞれ、文部科学省の地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインから引用）

上記から、地域学校協働活動の目的の中には学校支援という側面だけではなく、地域を創生する(地域づくり)ための側面があり、そこが重要だということです。

地域学校協働活動推進員は法律に則った役割です。活動目的として、上記の様に、地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行うことが挙げられます。

私としましては、学校が抱えている課題(困りごと)と地域が抱えている課題(困りごと)を共有する機会を作り、みんな(関わる方々)と困りごとを解決する為の働きかけや促進していきたいと思います。

具体的には新年度から、地域・学校・家庭それぞれが抱えている課題を共有する協議の場を作る事と課題に向けたアクションを促していく事をイメージしています。そのためにはそれぞれの機関と情報の共有を行い進めていきたいと考えています。